

地方自治法と条例素案の比較表

地方自治法	広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例（素案）	条例（素案）の条文の考え方
<p>第二百六十条の四十九 市町村は、基礎的な地方公共団体として、その事務を処理するに当たり、地域の多様な主体の自主性を尊重しつつ、これらの主体と協力して、住民の福祉の増進を効率的かつ効果的に図るようにしなければならない。</p>		
<p>2 市町村長は、前項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、地域的な共同活動を行う団体のうち、地縁による団体その他の団体（当該市町村内の一定の区域に住所を有する者を主たる構成員とするものに限る。）又は当該団体を主たる構成員とする団体であつて、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、指定地域共同活動団体として指定することができる。</p>	<p>（申請等） 第5条 法第260条の49第2項の規定による指定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、申請書に規約等その他規則で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。 2 法第260条の49第2項の規定による指定を受けたひろしまLMOは、申請書及び規約等その他規則で定める書類の記載事項に変更があったとき、又は解散したときは、規則で定めるところにより、速やかに、市長にその旨を届け出なければならない。</p>	<p>法においては、団体からの申請に基づき市町村が指定することができるという規定にとどまっていることから、第1項では申請に当たって所定の申請書等の提出が必要であること、第2項では指定を受けた後に申請事項等に変更が生じた場合などに届出が必要であることを条例で規定する。</p>
<p>一 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であつて、地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資するものとして条例で定めるもの（以下この条において「特定地域共同活動」という。）を、地域の多様な主体との連携その他の方法により効率的かつ効果的に行うと認められること。</p>	<p>（ひろしまLMOの指定要件） 第3条 法第260条の49第2項第1号に規定する条例で定める活動は、次に掲げるとおりとする。 (1) 地域住民の生活支援に資する活動 (2) 地域住民の健康の維持増進に資する活動 (3) 地域住民の交流促進に資する活動 (4) 地域住民の生涯学習に資する活動 (5) 地域の子ども及び子育て世帯への支援に資する活動 (6) 地域の高齢者、障害者等への支援に資する活動 (7) 地域の生活環境の整備又は美化に資する活動 (8) 地域の防災又は減災に資する活動 (9) 地域の防犯に資する活動 (10) 地域の交通安全に資する活動 (11) 地域の伝統的な行事又は文化の継承に資する活動 (12) 地域の魅力の向上に資する活動 (13) 前各号に掲げる活動の地域住民への周知に資する活動 (14) 前各号に掲げる活動の新たな担い手の確保に資する活動 (15) その他市長が必要と認める活動</p>	<p>法において、特定地域共同活動の内容は条例で定めることとされているため、その具体的な活動を条例で規定する。 (1)から(14)までの活動は、現在、ひろしまLMOで実際に行われている活動を基に分類し整理したものである。詳細は別紙のとおり。</p>
<p>二 民主的で透明性の高い運営その他適正な運営を確保するために必要なものとして条例で定める要件を備えること。</p>	<p>2 法第260条の49第2項第2号に規定する条例で定める要件は、次に掲げるとおりとする。 (1) 団体の運営に関する主な事項が、団体の構成員の意思に基づき決定されていること。 (2) 代表者その他の役員が、団体の構成員の意思に基づき選任されていること。 (3) 予算及び決算に係る資料の公表並びに決算に係る監査を行い、経費の使途の透明性が確保されていること。 (4) 活動の計画及び実施の状況が公表されていること。 (5) 前各号の規定による適正な運営を確保するための方法が規約その他これに準ずるもの（第5条第1項において「規約等」という。）に定められていること。</p>	<p>法において、「民主的で透明性の高い運営その他適正な運営」の具体的な内容は条例で定めることとされているため、「民主的な運営」、「透明性の高い運営」及び「適正な運営」の確保に必要な要件を以下のとおり条例で規定する。(1)から(5)までの要件は、現在のひろしまLMOの認定要件等と同等の内容である。 ・「民主的な運営」には、事業計画などの団体の運営に関する主な事項や会長等の役員の選任が、総会等において団体の構成員の意思に基づき多数決等で決議されることが重要であることから、(1)及び(2)の要件を規定する。 ・「透明性の高い運営」には、活動状況や財務状況などが対外的に公開されていることが重要であることから、(3)及び(4)の要件を規定する。 ・「適正な運営」には、「民主的な運営」及び「透明性の高い運営」の適正性を確保するための方法を規約等に明文化することが重要であることから、(5)の要件を規定する。</p>
<p>三 目的、名称、主としてその活動を行う区域その他の総務省令で定める事項を内容とする定款、規約その他これらに準ずるものを定めていること。</p>		

地方自治法	広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例（素案）	条例（素案）の条文の考え方
<p>四 前三号に掲げるもののほか、条例で定める要件を備えること。</p>	<p>3 法第260条の4第2項第4号に規定する条例で定める要件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 主としてその活動を行う区域を小学校の通学区域としていること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(2) 地区・学区社会福祉協議会（地域福祉の推進を目的とし、前号に規定する区域を基本として組織された団体をいう。）及び連合町内会・自治会（同号に規定する区域を基本として組織された複数の町内会・自治会（一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。）等の連合体をいう。）が構成団体となり、かつ、規則で定める団体のうち半数以上が構成団体となっていること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(3) 特定の団体の構成員が役員半数以上を占めていないこと。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(4) まちづくりに関する中長期的な計画を定め、当該計画に基づき団体の運営及び活動を行うこと。</p> <p>(5) 共助（広く地域住民の利益の増進を図るための地域住民等による支え合いをいう。）の精神に基づく市民主体のまちづくりを持続的に実践しようとしていると認められる者で構成する団体であること。</p> <p>(6) 次に掲げる活動を行わないこと。</p> <p>ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動</p> <p>イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動</p> <p>ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下このウにおいて同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動</p> <p>エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下このエにおいて同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下このエにおいて同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又は暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなる認められる活動</p> <p>オ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる活動</p>	<p>本条例では現行のひろしまLMOの認定要件を基に、(1)から(6)までの要件を規定する。</p> <p>(1) 本市においては、おおむね小学校の通学区域を単位として、地区・学区社会福祉協議会、連合町内会・自治会や学区体育協会や地区青少年健全育成連絡協議会等の主要な地域団体が組織され、まちづくりが行われていることを踏まえ、本要件を規定する。ただし、小学校の統廃合などにより一部地域においては、小学校の通学区域とまちづくりの区域が異なる場合があるため、こうした地域においては地域の実情を踏まえた特例的な対応を行うことを想定している。</p> <p>(2) 市民主体のまちづくりを持続的に実践する上ではひろしまLMOが地域代表性を有することが重要であることから、ひろしまLMOの中核となる地区・学区社会福祉協議会及び連合町内会・自治会を必須の構成団体とするとともに、活動区域内の主たる地域団体の半数以上により地域内での合意形成を図ることをもって地域代表性を担保することとし、本要件を規定する。</p> <p>(3) 民主的な組織運営を行うためには、多様な団体がその意思決定の過程に参画することが重要であることから、本要件を規定する。</p> <p>(4) 市民主体のまちづくりを計画的に実施していくためには、中長期計画を定め、地域の将来像等を団体内で共有することが重要であることから、本要件を規定する。</p> <p>(5) ひろしまLMOは、共助の精神に基づき、地域の多様な主体が連携し、楽しさややりがいを感じながら、市民主体のまちづくりを推進していくことにより、地域の実情に応じた諸課題を解決することができる持続可能な地域コミュニティを実現することを目的とした団体であり、その構成員もこうした目的に賛同し、共有していることが重要であることから、本要件を規定する。</p> <p>(6) 指定地域共同活動団体は、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であって、地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する活動を行うことを目的とした団体であり、左記のような宗教活動や政治活動などの活動を行うことは法の趣旨を踏まえると望ましくないという観点で、本要件を規定する。</p>
<p>3 市町村は、指定地域共同活動団体に対し、当該指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動に関し必要な支援を行うものとする。</p>	<p>（ひろしまLMOに対する支援）</p> <p>第4条 市長は、ひろしまLMOに対し、助成金の交付その他の支援を行うものとする。この場合において、市長は、当該支援を効率的かつ効果的に行うために必要があると認めるときは、社会福祉法人広島市社会福祉協議会に対し、当該支援に必要な協力を求めることができる。</p>	<p>ひろしまLMOの設立・運営を支援するため、法の規定に基づき、本市がひろしまLMOに対し、必要な支援を行うことを規定する。</p> <p>【本市が直接行う支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域へのコーディネーターや税理士、社会保険労務士等の派遣など <p>【広島市社会福祉協議会と協力して行う支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市社会福祉協議会が、ひろしまLMOの組織運営等に要する経費の助成（「ひろしまLMO設立時助成金」、「ひろしまLMO運営助成金」及び「ひろしまLMO一括交付金」）等を行い、本市は、当該助成等を行う市社会福祉協議会に対する原資の出えんなどを行う。

地方自治法	広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例（素案）	条例（素案）の条文の考え方
4 市町村長は、指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動の状況及び当該特定地域共同活動に対する前項の支援の状況について公表するものとする。		
5 指定地域共同活動団体は、特定地域共同活動を他の地域的な共同活動を行う団体と連携して効率的かつ効果的に行うため、当該特定地域共同活動と他の地域的な共同活動を行う団体が行う当該特定地域共同活動と関連性が高い活動との間の調整を行うよう市町村長に求めることができる。この場合において、市町村長は、必要があると認めるときは、当該調整を図るために必要な措置を講じなければならない。		
6 市町村は、当該市町村の事務の処理が指定地域共同活動団体が行う当該事務に関連する特定地域共同活動と一体的に行われることにより、住民の福祉の増進が効率的かつ効果的に図られると認めるときは、当該事務の当該指定地域共同活動団体への委託については、第二百三十四条第二項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、当該市町村の規則で定める手続により、随意契約によることができる。		
7 市町村は、指定地域共同活動団体が当該市町村の所有に属する行政財産を使用して特定地域共同活動を行うことにより、当該特定地域共同活動に関連する当該市町村の事務の処理と相まって、住民の福祉の増進が効率的かつ効果的に図られると認めるときは、第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該特定地域共同活動の用に供するため、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該指定地域共同活動団体に貸し付けることができる。		
8 前項の規定による貸付けについては、民法第六百四条並びに借地借家法第三条及び第四条の規定は、適用しない。		
9 第二百三十八条の二第二項及び第二百三十八条の五第四項から第六項までの規定は、第七項の規定による貸付けについて準用する。		
10 市町村長は、指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該指定地域共同活動団体に対し、当該特定地域共同活動の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。		
11 市町村長は、指定地域共同活動団体が第二項に規定する要件を欠くに至つたと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは当該市町村の条例に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、この条の規定の施行に必要な限度において、当該指定地域共同活動団体に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。		
12 市町村長は、指定地域共同活動団体が第二項に規定する要件を欠くに至つたと認める場合であつて前項の規定による命令によつてはその改善を期待することができないことが明らかであるとき、同項の規定による命令に違反したとき、又は不正な手段により第二項の指定を受けたときその他条例で定めるときは、その指定を取り消すことができる。		